

# 長野県では自転車保険への 加入が**義務化**となりました!

JA組合員におすすめする保険

## JA自転車倶楽部

日常生活個人賠償責任補償特約付帯交通事故傷害保険

自転車は、その気軽さや便利さの裏にさまざまな危険が潜んでいます。  
ご自身がケガをするだけでなく、歩行者にケガをさせたり、  
他人の財物を壊して、高額な賠償金を請求されるケースもあります。



衝突して他人にケガをさせた

他人の財物に損害を与えた

転倒などによりケガをした

### 自転車での高額賠償事例

判決認容額(※)	事故の概要
9,521万円	男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。(東京地方裁判所、平成20年6月5日判決)
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成15年9月30日判決)
5,438万円	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成19年4月11日判決)
4,746万円	男性が昼間、赤信号を無視して交差点を直進し、青信号で横断歩道を歩行中の女性(75歳)に衝突。女性は脳挫傷等で5日後に死亡した。(東京地方裁判所、平成26年1月28日判決)

(※)判決認容額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。  
上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。  
出典:一般社団法人日本損害保険協会ホームページ「自転車事故と保険」

日常生活における賠償責任と交通事故等によるケガを補償する

## JA自転車倶楽部 をおすすめします

- JA自転車倶楽部は、JA組合員とご家族専用の傷害保険です。
- ご加入に際して、健康診断を受けていただく必要はありません。また、被保険者ご本人の年齢によるご加入の制限もありません。

JAグループ 共栄火災

# JA自転車倶楽部

## 突然の自転車事故…。JA自転車倶楽部がしっかりサポートします!



### POINT 日本国内・国外を問わず補償

自転車事故による相手方への賠償など、日常生活における賠償責任を幅広く補償します。また、交通事故等によるケガの補償も付いています。

#### 賠償責任の補償

日常生活個人賠償責任保険金



#### 交通事故等によるケガの補償

死亡保険金

後遺障害保険金

入院保険金

手術保険金



### POINT 日常生活個人賠償責任保険金は示談交渉サービス付き

日本国内においてご家族※が加害者となる賠償事故の場合には、共栄火災の専任スタッフがご家族に代わって示談交渉を行います。

※ご家族とは、被保険者ご本人、その配偶者、ご本人またはその配偶者の「同居のご親族」および「別居の未婚のお子さま」をいいます。



保険金の種類	被保険者 (保険の補償を受けられる方)	保険金をお支払いする場合	保険金額
--------	------------------------	--------------	------

#### 「ごめんなさい」ではすまないとき

日常生活  
個人賠償責任保険金  
(示談交渉サービス付)

※1

被保険者ご本人  
配偶者  
その他のご親族

被保険者が次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。  
○被保険者ご本人の居住の用に供される住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故  
○被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

1億円

#### 交通事故等※2により、ケガをされたり、お亡くなりになったとき

ケガ(傷害)	死亡保険金	被保険者ご本人	被保険者が交通事故等※2によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に保険金をお支払いします。	500万円
	後遺障害保険金		被保険者が交通事故等※2によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。	後遺障害の程度に応じて 20万円~500万円
	入院保険金		被保険者が交通事故等※2によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に保険金をお支払いします。	入院1日につき 5,000円
	手術保険金		被保険者が交通事故等※2によりケガをされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合に保険金をお支払いします。	①入院中に受けた手術の場合 5万円 ②上記①以外の手術の場合 2.5万円

※1 「その他のご親族」とは、被保険者ご本人またはその配偶者の「同居のご親族」および「別居の未婚のお子さま」をいいます。「ご親族」とは、ご本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。なお、被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

※2 交通事故等とは以下のものをいいます。

- 運行中の乗物(自動車、自転車、電車、バス、航空機、船舶など)との衝突、接触などの事故
- 運行中の乗物に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故
- 乗客として駅などの乗降場の改札口に入ってから出るまでの乗降場における急激かつ偶然な外来の事故
- 道路通行中の、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との衝突、接触などの事故
- 乗物の火災による事故

年間保険料  
**4,800円**

■お支払いいただく保険料は、被保険者ご本人の職業、年齢、性別にかかわらず、年額4,800円です。

■被保険者ご本人の年齢によるご加入の制限はありません。

■ご契約は、脱退のお申し出がない限り自動的に継続されます。

■日常生活個人賠償責任保険金の補償内容と同様の保険契約(異なる保険種類の特約や共済等を含みます。)が他に  
ある場合、補償が重複することがあります。ご加入に際しては、補償内容の差異や保険金額、ご加入の要否をご確認ください。

■このチラシは概要を説明したものです。補償内容は、JA自転車倶楽部パンフレット(PE110700)とあわせてご覧ください。

■JA自転車倶楽部は、全国共済農業協同組合連合会(JA共済連)が保険契約者となり、共栄火災海上保険株式会社と締結する団体契約の保険であり、共済ではありません。

(引受保険会社)

JAグループ

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <http://www.kyoeikasai.co.jp/>

■ご加入にあたりましては、お近くのJA(農協)へお問い合わせください。

B18-2599-20200315

※JA自転車倶楽部は、2017年10月以降保険始期契約の内容を記載しています。